

官軍徳川征伐等日々聞書雜録 (下)

八ヶ岳総合博物館 古文書研究会

18

宮^二同断^一御座候、

一、廿一日、又取拂人足百五十人、右之通^二村役人引連、大宮^一詰居候得共、一切手^二不付候、其内^二十八ヶ村^一而相談致し、秋後追取拂之儀、高嶋^一頼立、殿様^一勅使

頼立致し候よし、勅使儀者、廿一日、夕七ツ立^二而京都^一御引取^二御出立^一之よし、右^二付高嶋^一より早飛脚^一而神長官宮田^一渡^二御家老^一御用部屋追太急^一而被參候様

申来^二より御用部屋詰参^一よし、多分^二八御日延^一之儀^二共頼^一度^二よし之事^一察し存、
兩人帰宅^二之よし不承候、下^二之諏方、上宮^一同断取^二不片付候、
一、廿七日、日向国五万石領主伊東修理大夫様御人数甲府御詰^二相成^一、五六十人計、朝四ツ頃

通行、荷物多分持参^二候、
又承^二処、駿劾小田原城大久保様儀ハ、関東附^二相成候故、軍勢^一ひ差向^二られ^一拜^一候^一致し、知行高之儀、十一万石御引上^二成、五千石^一相成候故、御家来^二之義ハ長

御暇^二被下候、人数^一三千人、吉人^二付^一百両ツ、御下^二相成候よし、主人^一大久保加賀守
さまより、
一、七月二日、サツ州御人数、越後詰^二東海道^一より甲府^一御出立^二上^一、此海道通^一、是ハ越後

於^二六月十六日頃^一戦ひ有、官軍大^二一^一、越後長岡城追被出、官
兵十五六里程追被返候^二付、京方相詰^一、続而讀^二劾^一二日通、四百人程、三日千人程、
何も髪^二ハ切髪^一三寸程、而坊主立始^二之如^一御座候、荷物玉薬等何十駄共不知候、兵糧

一、四日御本陣通、人数明^二六ツ頃^一より通^二申候、都合^一四百人程よし、大砲^二三挺^一車付
玉之儀者むしろツ、ミ駄荷^二致し、一日^一十三駄位ツ、通、
一、五日、早朝よりサ州人数^二三百人程^一之よし、大砲、玉薬共、其外荷物等、朝^二八ツ頃^一追通續、
人数も遠近^二通、右何も下^一スワ泊^二相成候、聞書越後^一出張候官軍如何之

事^二哉、會津勢^一十二万騎、而尾州^一罷通、越中^一立、宿^二之人馬^一被出候先觸、
下^二之スワ^一へ四日^二着致^一すよし、又高嶋^一會津^二より書状^一到來^二之よし、大^一、
城内^二而も色々騒^一くよし承、
一、九日、今日迄毎日、サ州御人数、始終通^二続^一候、又承^二処、サ州^一於^二八若殿

大軍勢引連^二江戶^一下^二、奥羽^一一度^二押寄^一、御手配^二付、江戶^一六月廿七、八
日頃着^二之よし、此海道毎日通^一候御人数義、今^二迄東海道箱根詰^一人数由、
越後^二練越候^一よし、夕五ツ頃、早駕籠^二三挺^一通、是^二甲府^一之方、
横内村

一、八日夕八ツ頃、保蔵、万五郎兩人宅^二参^一りは、局死去^二之事^一付、神^二ぞう^一祭
宮奉行より申付られ居候^二処、文吾傍^一之者、頼岳寺^二頼、明四ツ時^一相
定^二又参^一り、又小町屋^一死去よし届^二候^一処、式部差留^二付、如何致^一官敷哉
と申来り、又寺^二へ右兩人^一遣し、神^二ぞう^一之趣^二為^一申候^二処、寺^一而ハ、未^二寺社

奉行より右之申傳、もなく間、寺^二而^一仏^二ぞう^一致^二よし申遣、九日
朝、矢嶋文吾方^二仲間^一同寄合致し、宮奉行所へ右之由届^二候^一処、其儀ハ、式
部、郡方^二江申出、寺^一へ奉行所^二神^一ぞう^二之趣^一申^二為^一付可来^二之意^一付、式部高
嶋郡方役所頼出候、九日之夕、有無^二之事^一不分^二付、文吾方^一より引取、明日罷
出、沙汰^二之趣^一承^二申返^一候、○十日朝、式部より沙汰趣、郡奉行申候^二ハ、まつ此度^一之
所は、仏^二ぞう^一可然、色々申居候得者、當人^二之難^一、相成候事故、仏^二ぞう^一被致^二様^一と
申^二付、頼岳寺^一頼^二ぞう^一を、以後^二之処^一ハ、宮奉行より頼出^二も相成^一哉^二存候、又頼岳寺

へ様々申候故、寺^二而^一ハ當人^二持^一らん隣家村役人より一札差被出候様、左なくハ仏^二ぞう^一相
ならずよし申^二付、隣家^一一類、當人^二一札^一差出し頼候よし、
一、七月廿日、宮田渡屋鋪^二而、手前^一呼出^二し相成、一同^一之更尋ねられ、神^二ぞう^一祭儀、如何と
被申候^二付、先々被^一頼^二所^一而、仰^二之通^一、官敷様奉願上候、又寺^二々^一届^二候^一儀も御屋鋪^二而願候
様申置候、廿一日、高嶋郡方^二神^一ぞう^二祭人数、書出し候、ばつ約定候、
一、八月朔日、雨降出し、二日、三日降續、大水出、土手古川^二へ留^一之丞田前切^二下流^一同切、
四日社日天気上、米直段等も多いに引上^二ケ、拾^一志向^二相成申候、世^一の中も多ひに悪し、先
半分位^二之作物^一成^二へし、夏^一よりして悪し、麦熟し、茄子、角豆、瓜、夕顔、南瓜、樹木類^一一切不被成
真^二にふし儀^一之年成^二へし、大豆小豆ハ、先^一官敷方也、まつ押なへて世^二之中半^一作と知るべし、
一、八月四日承、越後^二之儀者、弥^一以^二官軍先陣^一ハ、會津^二より十里^一許迄^二押寄^一候よし、
續^二段々^一手前^二者信州善光寺^一先追、宿^二者不^一申及、在^二々迄^一相詰居候よし、
未^二追々^一相詰^二よし指遣、京都^一兩門跡人数詰始^二よし、先陣^一者^二昼夜^一戦^二候^一。

戦、大砲之音十五六里手前迄始終聞候よし、右^二之様^一高嶋荷物、越後詰^二人数^一之處、
持^二参^一歸^二者^一之嘯^二御座候、又^一者、両角六助^二云入、八月五日朝出立、越後^一へ飛脚^二参^一りよし、
○若殿も弥七日屋^二偏^一国、京都^二より御迎場^一人数出立よし、
△仁和寺宮様江戶^二乗^一木撰^二蒸^一氣船^二之舩^一乘^二り、越後^一御廻^二之由^一承、是^二より者^一けし^二く
せめ入^一候^二存候、

一、江州彦根様御人数、八月十日^二甲府^一越後^二の国^一責手^二廻^一、十日夜、上^二スワ^一宿^二通^一、都

19

一、八日夕八ツ頃、保蔵、万五郎兩人宅^二参^一りは、局死去^二之事^一付、神^二ぞう^一祭

宮奉行より申付られ居候^二処、文吾傍^一之者、頼岳寺^二頼、明四ツ時^一相
定^二又参^一り、又小町屋^一死去よし届^二候^一処、式部差留^二付、如何致^一官敷哉
と申来り、又寺^二へ右兩人^一遣し、神^二ぞう^一之趣^二為^一申候^二処、寺^一而ハ、未^二寺社

奉行より右之申傳、もなく間、寺^二而^一仏^二ぞう^一致^二よし申遣、九日
朝、矢嶋文吾方^二仲間^一同寄合致し、宮奉行所へ右之由届^二候^一処、其儀ハ、式
部、郡方^二江申出、寺^一へ奉行所^二神^一ぞう^二之趣^一申^二為^一付可来^二之意^一付、式部高
嶋郡方役所頼出候、九日之夕、有無^二之事^一不分^二付、文吾方^一より引取、明日罷
出、沙汰^二之趣^一承^二申返^一候、○十日朝、式部より沙汰趣、郡奉行申候^二ハ、まつ此度^一之
所は、仏^二ぞう^一可然、色々申居候得者、當人^二之難^一、相成候事故、仏^二ぞう^一被致^二様^一と
申^二付、頼岳寺^一頼^二ぞう^一を、以後^二之処^一ハ、宮奉行より頼出^二も相成^一哉^二存候、又頼岳寺

へ様々申候故、寺^二而^一ハ當人^二持^一らん隣家村役人より一札差被出候様、左なくハ仏^二ぞう^一相
ならずよし申^二付、隣家^一一類、當人^二一札^一差出し頼候よし、
一、七月廿日、宮田渡屋鋪^二而、手前^一呼出^二し相成、一同^一之更尋ねられ、神^二ぞう^一祭儀、如何と
被申候^二付、先々被^一頼^二所^一而、仰^二之通^一、官敷様奉願上候、又寺^二々^一届^二候^一儀も御屋鋪^二而願候
様申置候、廿一日、高嶋郡方^二神^一ぞう^二祭人数、書出し候、ばつ約定候、
一、八月朔日、雨降出し、二日、三日降續、大水出、土手古川^二へ留^一之丞田前切^二下流^一同切、
四日社日天気上、米直段等も多いに引上^二ケ、拾^一志向^二相成申候、世^一の中も多ひに悪し、先
半分位^二之作物^一成^二へし、夏^一よりして悪し、麦熟し、茄子、角豆、瓜、夕顔、南瓜、樹木類^一一切不被成
真^二にふし儀^一之年成^二へし、大豆小豆ハ、先^一官敷方也、まつ押なへて世^二之中半^一作と知るべし、
一、八月四日承、越後^二之儀者、弥^一以^二官軍先陣^一ハ、會津^二より十里^一許迄^二押寄^一候よし、
續^二段々^一手前^二者信州善光寺^一先追、宿^二者不^一申及、在^二々迄^一相詰居候よし、
未^二追々^一相詰^二よし指遣、京都^一兩門跡人数詰始^二よし、先陣^一者^二昼夜^一戦^二候^一。

戦、大砲之音十五六里手前迄始終聞候よし、右^二之様^一高嶋荷物、越後詰^二人数^一之處、
持^二参^一歸^二者^一之嘯^二御座候、又^一者、両角六助^二云入、八月五日朝出立、越後^一へ飛脚^二参^一りよし、
○若殿も弥七日屋^二偏^一国、京都^二より御迎場^一人数出立よし、
△仁和寺宮様江戶^二乗^一木撰^二蒸^一氣船^二之舩^一乘^二り、越後^一御廻^二之由^一承、是^二より者^一けし^二く
せめ入^一候^二存候、

一、江州彦根様御人数、八月十日^二甲府^一越後^二の国^一責手^二廻^一、十日夜、上^二スワ^一宿^二通^一、都

一、八日夕八ツ頃、保蔵、万五郎兩人宅^二参^一りは、局死去^二之事^一付、神^二ぞう^一祭

宮奉行より申付られ居候^二処、文吾傍^一之者、頼岳寺^二頼、明四ツ時^一相
定^二又参^一り、又小町屋^一死去よし届^二候^一処、式部差留^二付、如何致^一官敷哉
と申来り、又寺^二へ右兩人^一遣し、神^二ぞう^一之趣^二為^一申候^二処、寺^一而ハ、未^二寺社

奉行より右之申傳、もなく間、寺^二而^一仏^二ぞう^一致^二よし申遣、九日
朝、矢嶋文吾方^二仲間^一同寄合致し、宮奉行所へ右之由届^二候^一処、其儀ハ、式
部、郡方^二江申出、寺^一へ奉行所^二神^一ぞう^二之趣^一申^二為^一付可来^二之意^一付、式部高
嶋郡方役所頼出候、九日之夕、有無^二之事^一不分^二付、文吾方^一より引取、明日罷
出、沙汰^二之趣^一承^二申返^一候、○十日朝、式部より沙汰趣、郡奉行申候^二ハ、まつ此度^一之
所は、仏^二ぞう^一可然、色々申居候得者、當人^二之難^一、相成候事故、仏^二ぞう^一被致^二様^一と
申^二付、頼岳寺^一頼^二ぞう^一を、以後^二之処^一ハ、宮奉行より頼出^二も相成^一哉^二存候、又頼岳寺

へ様々申候故、寺^二而^一ハ當人^二持^一らん隣家村役人より一札差被出候様、左なくハ仏^二ぞう^一相
ならずよし申^二付、隣家^一一類、當人^二一札^一差出し頼候よし、
一、七月廿日、宮田渡屋鋪^二而、手前^一呼出^二し相成、一同^一之更尋ねられ、神^二ぞう^一祭儀、如何と
被申候^二付、先々被^一頼^二所^一而、仰^二之通^一、官敷様奉願上候、又寺^二々^一届^二候^一儀も御屋鋪^二而願候
様申置候、廿一日、高嶋郡方^二神^一ぞう^二祭人数、書出し候、ばつ約定候、
一、八月朔日、雨降出し、二日、三日降續、大水出、土手古川^二へ留^一之丞田前切^二下流^一同切、
四日社日天気上、米直段等も多いに引上^二ケ、拾^一志向^二相成申候、世^一の中も多ひに悪し、先
半分位^二之作物^一成^二へし、夏^一よりして悪し、麦熟し、茄子、角豆、瓜、夕顔、南瓜、樹木類^一一切不被成
真^二にふし儀^一之年成^二へし、大豆小豆ハ、先^一官敷方也、まつ押なへて世^二之中半^一作と知るべし、
一、八月四日承、越後^二之儀者、弥^一以^二官軍先陣^一ハ、會津^二より十里^一許迄^二押寄^一候よし、
續^二段々^一手前^二者信州善光寺^一先追、宿^二者不^一申及、在^二々迄^一相詰居候よし、
未^二追々^一相詰^二よし指遣、京都^一兩門跡人数詰始^二よし、先陣^一者^二昼夜^一戦^二候^一。

戦、大砲之音十五六里手前迄始終聞候よし、右^二之様^一高嶋荷物、越後詰^二人数^一之處、
持^二参^一歸^二者^一之嘯^二御座候、又^一者、両角六助^二云入、八月五日朝出立、越後^一へ飛脚^二参^一りよし、
○若殿も弥七日屋^二偏^一国、京都^二より御迎場^一人数出立よし、
△仁和寺宮様江戶^二乗^一木撰^二蒸^一氣船^二之舩^一乘^二り、越後^一御廻^二之由^一承、是^二より者^一けし^二く
せめ入^一候^二存候、

一、江州彦根様御人数、八月十日^二甲府^一越後^二の国^一責手^二廻^一、十日夜、上^二スワ^一宿^二通^一、都

一、八日夕八ツ頃、保蔵、万五郎兩人宅^二参^一りは、局死去^二之事^一付、神^二ぞう^一祭

宮奉行より申付られ居候^二処、文吾傍^一之者、頼岳寺^二頼、明四ツ時^一相
定^二又参^一り、又小町屋^一死去よし届^二候^一処、式部差留^二付、如何致^一官敷哉
と申来り、又寺^二へ右兩人^一遣し、神^二ぞう^一之趣^二為^一申候^二処、寺^一而ハ、未^二寺社

奉行より右之申傳、もなく間、寺^二而^一仏^二ぞう^一致^二よし申遣、九日
朝、矢嶋文吾方^二仲間^一同寄合致し、宮奉行所へ右之由届^二候^一処、其儀ハ、式
部、郡方^二江申出、寺^一へ奉行所^二神^一ぞう^二之趣^一申^二為^一付可来^二之意^一付、式部高
嶋郡方役所頼出候、九日之夕、有無^二之事^一不分^二付、文吾方^一より引取、明日罷
出、沙汰^二之趣^一承^二申返^一候、○十日朝、式部より沙汰趣、郡奉行申候^二ハ、まつ此度^一之
所は、仏^二ぞう^一可然、色々申居候得者、當人^二之難^一、相成候事故、仏^二ぞう^一被致^二様^一と
申^二付、頼岳寺^一頼^二ぞう^一を、以後^二之処^一ハ、宮奉行より頼出^二も相成^一哉^二存候、又頼岳寺

へ様々申候故、寺^二而^一ハ當人^二持^一らん隣家村役人より一札差被出候様、左なくハ仏^二ぞう^一相
ならずよし申^二付、隣家^一一類、當人^二一札^一差出し頼候よし、
一、七月廿日、宮田渡屋鋪^二而、手前^一呼出^二し相成、一同^一之更尋ねられ、神^二ぞう^一祭儀、如何と
被申候^二付、先々被^一頼^二所^一而、仰^二之通^一、官敷様奉願上候、又寺^二々^一届^二候^一儀も御屋鋪^二而願候
様申置候、廿一日、高嶋郡方^二神^一ぞう^二祭人数、書出し候、ばつ約定候、
一、八月朔日、雨降出し、二日、三日降續、大水出、土手古川^二へ留^一之丞田前切^二下流^一同切、
四日社日天気上、米直段等も多いに引上^二ケ、拾^一志向^二相成申候、世^一の中も多ひに悪し、先
半分位^二之作物^一成^二へし、夏^一よりして悪し、麦熟し、茄子、角豆、瓜、夕顔、南瓜、樹木類^一一切不被成
真^二にふし儀^一之年成^二へし、大豆小豆ハ、先^一官敷方也、まつ押なへて世^二之中半^一作と知るべし、
一、八月四日承、越後^二之儀者、弥^一以^二官軍先陣^一ハ、會津^二より十里^一許迄^二押寄^一候よし、
續^二段々^一手前^二者信州善光寺^一先追、宿^二者不^一申及、在^二々迄^一相詰居候よし、
未^二追々^一相詰^二よし指遣、京都^一兩門跡人数詰始^二よし、先陣^一者^二昼夜^一戦^二候^一。

合勢百人計之由、何も黒唐人仕度、葦山笠銘々鉄炮持參、大筒も三挺車付、而玉葉駄荷數不知候。

一、八月十一日、城主若殿、京都從弥以下スワ泊り、十一日着入部、而城内へ入付、七日出陣、六日出陣、五日出陣、又越後之義ハ、追々會津近、責入由、當國人之義も少々ツ、繰出し、相成候よし

一、八月廿五日、因州御人数、江戸方御國元引取、五六十人程通行、長持三荷、宿加籠廿、四十挺計早打加籠先へ式挺

〇一、七月廿四日、從京都太卜部目附として、中川陸奥云し人參り候よし、是高嶋、而佛具取拂如何付、見届ケ參候よし、高嶋、而承り、跡追致し

取拂日延申遣し候よし、郡奉行高山四郎左衛門殿申候よし、

20 一、八月中、神葬祭一條も高嶋、而取極、相成候よし、是ハ五官、而奉行、手前共仲間一同斗之よし、郡方從御書卜有之候よし、是又高山四郎左衛門殿之嘶之よし候、

一、日向国伊東修理大夫様御人数、六月從八月廿八日、甲府、御警衛成、廿八日、越後御出兵被成候、

下スワ泊り、上スワ泊り、舟後国松平駿河守様御人数、伊藤様人替り、相成、甲府御詰成、都合式百程、

一、越後國之戦ひ之由、頼岳寺方丈越後國三系之町、長々と（連）つりう致居、帰國致し、其嘶承り候処、長岡城之義者、江戸家老ハ京都付、國家老ハ江戸附之よし、而

是身之事不極居、終官軍欠被寄、徳川附之家老、藩城主ハ、不申及、追被立、関東勢共、退、跡江戸家老老人残り居、申開致し、官軍從元高千式百石取増

高被下、三千式百石相成、城代致し居よし、徳川勢附之ものハ、女子供追も皆切捨候よし、此於、三度戦ひ有之よし、三度目柴田追、官軍行候よし、柴田

之儀ハ、京都陣本從候よし、若殿義者皇尊上京致し居よし、大殿義者、會津勢無理引被立、式百人余、而會津、無拋參居よし、會津追八里、云處近寄候

よし、奥州口者七里程、云追費、寄候よし、又仙臺邊ハ、越後從乘騎船、而讚州御人

數仙臺、繰込、仙臺儀者、太躰向參之よし、霧ヶ国城主會津ハ何様之事も申上りよし

承り候、九月九日之嘶御座候、

一、スワ、而越後語之人数も、段々易代、相成候よし、以下之もの徒士始立、十二人、九月十日

一、九月十五日承、越後國三系從歸り候者之嘶、弥以会津義も落城成よし、スワ

人数義も會津下二里計手前追、相詰候よし、日限ハ九月一日、二日頃着よし、下越後方者、仙臺、酒井左衛門殿城下邊追、官軍相詰よし、是又會津同様

征討成よし、九月十三日着者なし、越後出立之節、御觸廻、仙臺、酒井、上秋、右會津同様征討之由御座候

一、十五日、高嶋從御書、書面持參、仲間老人參り、宮奉行老人、御役所江參候よし申来り候、是ハ多分武運長久之御祈之義と存候

一、十六日承、會津落城成、浪士兵、多分群り、上州、信州境、山籠り致し、罷有趣、早打來の申傳へ、人数差被出候様付、高嶋、而八十人程上六日出

一、九月廿七日夜從、大風吹出し、雪降出、廿八日朝雪止、風ハ夕七ツ半頃迄吹、雨少々降、誠大風御座候、何ふし成事と存、

一、廿八日、天子御息位付、大宮從御祝ひ申上立、矢嶋左京殿、當番、而出立御座候、

21 一、上州詰人数、上州高崎、罷有候よし、五天名計相詰居候よし、廿八日承、

一、承、十月朔日、二日、三日、駿刃三代申出、而、何方之兵十哉、官軍、相戦ひ有之候よし、朔日、二日大風雨、御座候、

一、會津儀者、十月二日頃歸陣致し候、普間寺足輕豊吉と申者嘶承り、二之丸、追居軍押寄居よし、會津、而者、本丸、籠城之よし、信候由、

一、十月十五日承、會津義落城、酒井、同断、仙臺、佐竹、上秋、和（和）ほく成、右三家先陣、而、酒井、會津等、落城致し候よし、十四日、高嶋、申来りよし、

二番手繰出し之処、相止、諸藩引取成よし御座候、

△一、天子東京御幸き、十月廿日御出立、御同勢陸式萬五千人、海上、式万五千人、都五万人之よし、先陣陸兵六百人、十月三日下スワ泊り、

一、同十八日、越後引取、戦上本山、瀬場（飛馬）宿通、スワ郡從も人足出、當村十、三人出、名主又五郎出張、越後從松本江出而通也、人数不知、毎日續よし、

何も、中國之人数之よし、西國方者越後從、海上之よし、東海道も左之通、

一、會津浪士七万人程、奥州棚倉御預ケ成、大殿様義者、寺御預ケ、土州

讚州、長州、因州、松代、而堅固致し居よし、

△二、天子、東京御着相成候付、京都太政館從被仰出有之、スワ宮御

同道に罷出、十一月廿日立、而、五官伊藤主善、大祝名代矢嶋泰輔、大祝役人金子惣十、原田友吉東京へ出立、

一、京都へ者、御祈禱申、神札献上、九月三日立、而、矢嶋左京殿出立、大祝名代土橋氏、官代官立原忠吉、上京致し候、寺方、而も出立、神宮寺歸て、蓮池院歸て、坊主上京、是ら八序一丈付、矢嶋氏も引留られ、極月中旬、成候共、不帰候高嶋、而者、波多野左膳上京、是ハ殿様御朱印之義、付まいりよし、

一、又江戸表、大祝方へ御状参り、趣者、天子従大祝同道致、由、御下知有之、直、出立被致よし申来り、大祝義、末小年故、名代、而も願上候処、幼年、而も不苦間、同道致へし、又々被仰出有之小年之義、

候ハ、名代ゆるす御意有之、矢嶋泰輔御同道致、よし、又々被仰出有之趣、スワ社京、古書等持参致、天子御覽、入候よし被仰付、東京從金子惣十、早加籠、而帰国、右之品持参、此度、守屋宮内、守屋玄蕃同々にて東京へ詰、是又極月十五日迄末々不帰候、

22 一、極月始、東京府從宮、書状来、趣、詰居候守屋宮内殿義者、東京大

政館御ふ人(赴任)付、御やとひ相成候よし申来、是又難有事共也、宮方之首尾、誠、京都之思召深く有之よし、○又五重塔、不賢堂外取拂ひ候場所、高嶋、而郡中村々へ、觸廻し、弥真茅野村之もの、受をひ(請負)成、八十両金、而極月二日從始、不残取拂、打崩し、其場所、ばね置(跳置)、高嶋出役人徒目付足輕作事方東梁共、出張取拂ひ候、宮方、而は一、向不手付、

一、伊奈郡飯嶋御陣屋、京都、十月中旬、鎮代御下向、信州取方、御出有之よし、北小路中務大夫、長州藩御付添御人数四五十人之よし、此方、御状有之、宮方、而も御同道、出、長坂主計、矢嶋泰輔、土橋常治、山口兵衛参、鎮代御付添前嶋鉄之助、云、取持候よし、○是活宮方諸人用式、而程之よし、

一、承、信州松代儀者、家柄、越後、而も武意強、御引取之上、甲州御預、分引替、國並、越後領分、而、十万石御加増成、高嶋之儀者、不首尾、而國替、と云程之よし、ケ條十七ヶ条有之よし、大、心配致し、方々、手配、致し居、鎮代様へ、寒氣見舞としてちりめん廿五疋献上成、よし、是ハ家老、士野孫九郎殿持参之よし、

○一、明治、庚午改、

一、正月十三日、加賀殿、越前殿、去冬戰走有、付、當十三日、越前勢、加人数、美濃藩、戸田采女正殿人数、越後發回三百人、松本村并泊、通行、

又加賀海道之様子承、東京へ早打、昼夜切なく、通行之由、正月廿五、六日、承、當国高嶋藩へも概意之御沙汰廿八日、承、由、故

神事一、爰に正月一日御頭發禮之申付、年番上原村之所、辰巳、年凶作故、當村、而者、頭役廻し度、神長官へ金子拾兩遣もの致し候所、次番下桑原郷へ申付、成候、

一、爰、又万事高直成事、前後無類之事、去冬、春、成候所、物、寄てハ四五感はい、引上、(123) 玄米四俵、付、十、三、兩位之処、正月中旬、者十七、八兩、成、賣、一切無様、成、油、升、代、五、五、百、

23 一、万事高直、又者國中、式、年凶作故、米穀不足故、融通付兼候故、方々、騷動構敷事、成、(124) 高嶋、而國中嚴重穀改、致し、村々人数割付、融通致、よし、跡不足之方、富家飯嶋村、助七、神戸村平左衛門若宮新田藤四郎、中之郷、丸、三、石、四、人、申付、南、米、買、入、

一、九月十五日承、弥以會津落城之由、越後、三、條、從、歸、候、もの、者、なし、方、ス、ワ、人数、義、も、會津、城、從、式、里、前、迄、九、月、一、日、二、日、頃、相、詰、候、よし、下、ハ、酒、井、左、衛、門、尉、殿、城、下、部、迄、官、軍、相、詰、候、よし、是、も、同、征、討、致、候、よし、又、右、同、日、頃、越、後、國、江、御、觸、廻、

候、よし、ハ、仙、臺、下、秋、も、會津、酒、井、同、様、征、討、之、よし、候、十、三、日、着、之、嚙、御、座、候、

一、十六日承、上州、信州、塘、會津、浪、士、哉、山、籠、多、分、有、之、付、十、五、日、早、打、

一、十五、日、高嶋、從、仲、間、老、人、書、面、持、参、宮、奉、行、老、人、高嶋、出、る、よし、多、分、ハ、御、祈、致、し、候、様、申、無、相、違、よし、

24 水戸前中納言殿之許略事也

一、安政七庚申年三月三日異變、昨二日之夜、從三日之四ツ半頃迄、大雪降、五ツ半時、江州彦根、徳川家大老職伊井(伊井)掃部頭様、御本丸、御登城被成候道筋、浪

桜田御門外、如之首申處へ行掛候処へ、何方従款、御人跡之者共来、御先住割、從其御加籠脇左右之御近習衆へ打而懸、御近習衆ハ雪中故、雨桐油、大小ハ、柄袋懸居。故不叶、又浪人跡之もの共ハ、其用意而着込等々着し、上者、赤合羽着し、右之合羽被切切懸、伊井家即死六人、手負之人数不知、加籠打破、伊井様御首取、刀之先懸、打取たりと呼りながら、八代測岸邊通、比日谷(日比谷)御門出、行方不知よし、右御門番人切腹由、

一、江戸御本丸於、水戸中納言殿、伊井掃部頭殿、儀論之次第

一、水戸中納言殿御子、一ツ橋形部卿、此度西御丸御養君被成度、御届者八ヶ年以前有御企有之、公儀重軽之御役人抱込之、京都ハ公家衆往復等致し有之事共、相聞有之候、

一、此度掃部頭殿、紀州殿、御養君御取極メ被成候付、尾州、水戸、一ツ橋、松平越前守、諸々押掛登城被致、其上、溜之間、而水戸前中納言殿申者、此度御養君之儀者如何之次第、柄よつて御取極相成哉、承度、紀州者未若年之事故、此度社形部御養君御極候方、可然存、誠近來異国船も、渡々入津致し候、打可候得者、差當、形部相心得居候處、各方如何様の取計被致候哉、承服致度申懸付、大田備後守殿、間部下総守被申上候者、先此度之儀者、

一、將軍家御甥子、而、御血筋も近き御事、旁以御取極相成候、全此等之儀も、上意有之故之儀、御答被申候処、水戸殿御申者上意有之候得者、元來ハ我等も、一應相談可致處、重役之者、不意存候申處へ、掃部頭進出、先刻より色々被仰候儀、逐一承り候處、元來水戸前中納言殿者、此度之事付、御大望御企義、委細承知致し罷在候、此度形部卿御養君御届成就候上者、天下我儘被成候、思召兼而承服罷在候、左候得者、天下ハ周も可成趣聞及候、夫故何角も御相談不致申候、水戸中納言殿申者、大老職も相勤候、掃部頭被申候事者一切心得不申、我等左様之存意ハ聊も無之、其證抛有之哉、如何承り度段、中納言殿被申付、掃部頭殿落付

被申候者、證無之者、左様不申候、第二天下之大事不弁而、彼是申儀一切無之存候と被申候得者、水戸陰殿、大いかり給いせき込、是非證抛之儀、承度と存被仰候故、左程迫之御趣意候得者、無是非言上可申候、此度之大望無相違申儀、備中守、伊豆守、其外重役之内、尊則様御心以、御一味被成候得者相心得是等之儀申、西丸御養君長々相不極ハ全蓮蓮前様の計なり

其訊ハ、京都へ形部卿御養君相成候様、被仰越有之候、右御禮之為として御信物被遣候品々、當地私宅、取寄置申候間、為證抛御覽被成度者、只今是

一、而も取寄、御覽入可申候、如何御座候哉、掃部頭殿聲、而申立候得者、水戸陰殿大赤面而、一言半句之申開なく、直退出被成候密以此度之一条掃部頭との流石家柄之儀故款、老中万々始、熟目被致候よし、安政五年六月廿四日夜半頃、目出度治也、追々田安殿急病之趣、而、城さたセン云々、目出度く、

一、日本一般天庭之御支配相定候、辰年東京御本丸天子御座候極、諸日々御政道相成候、辰年金札十三ヶ年限り通用被仰出成事、

一、又巳年、民部省御役取立、又民部省札も發行成、其内大政被仰出相成、諸國社地、又若果印地除地等、御改メ成、是者諸國右之大名唱來り候、名目御はいし成、府縣藩、縣相成、右大名地事被仰出、右之高十分一之禄、而、宰相納居、国々家中之儀者、十分一ノ高故、知事附者未程も定メ、其外藩士者大庭附相成、給米、大禄之分計引揚、當高嶋藩、而も家老千石、又者四百石迄も八十俵位、順々下江定被候、中小姓以下之分ハ右を通り而居、大参事、小参事申役定、順々役員定、政事方致候、給料月二何程と天廷給、

一、明治四年改、右之知事職御免成、大名之類不殘東京召被寄候付者、右大名持道員分、又者、家財等諸國之分、平民方賣拂成、鉄炮之分

一、明治四年改、右之知事職御免成、大名之類不殘東京召被寄候付者、右大名持道員分、又者、家財等諸國之分、平民方賣拂成、鉄炮之分、天庭御引揚成、當高嶋於、玉葉、鉄炮ケツ、げつと御引拂、當地武器之類者、鉄炮六百、鎗六百、けつと六百枚之間、御渡し申候

一、鉄炮、其外引渡候ものハ残し置、城明渡し、右之知事、東京諸國御召相成候付、東京出立致、右被仰付候、知事職未年一般御免相成、大名留候分、式百石位方五百石、七百石、千石位被仰付、東京定居成、又隠居之分同居不成候段被仰出、隠居屋敷ハ皆別成り居、高島知事ハ諏訪從五位、かきから町住居、隠居、從四位殿者

東京田舎、弥きしと云所、屋敷三千両、而買請、其処住居致候、

一、諸國、藩相成居候、名目又配止され、日本中七十二縣相定候、信濃國者松本知久間縣申立候、右付、只今之郡々之縣々諸向相調、城内土蔵等画畫面致し、地方等知久間縣役人渡候、

一、知久間縣明治五年正月、始定、是迄伊奈縣唱居候處、此度出張所相成候、又、上田東京別地として、信濃國政事方役人平隊住居成、未年十一月詰、よし、嵯峨藩一將隊、摩薩藩一將隊、長州藩一將隊、三將隊相詰、日々けいこ致し居、且又

一、知久間縣相立、諏訪縣御はいし付、知久間高島藩撰任、而山中仲次元郡奉行也、岩波甚兵衛、是者郡方元下役也、而人東京の名差、而御召出成候、正月十四日立、而知久間縣参り候、仲次殿儀者、病氣願致、十二、三日、帰宅致、引込罷有候、

一、諸事御變かく付、昨未五月改、村々郡中、戸長申役被仰出成、諏訪之内、十區相定十人元藩、而出来候、且又戸長、而右之宗、改免、人別區別定、生年

嫁人來、里親名、国郡所々名是追之禮那寺、又者濃工商士族卒神職等之差別一々銘細記し、村々名主元而認、戸長差出事成候、被仰出、去未八月、在之村々改居候、神職之儀者、去八月早々右之通、別札致、銘々家内之内、一通致、戸長差出候、右之通、別札者元高、而三万石領し居候時、宗門改申、毎年三月十五日定日、而宗門人別改、大目附役而在之故、右之

通り印し候、當村五區之戸長者、元高島御書役、笠井藤左衛門云人、此度不殘改名付、笠井晴江申候人、

一、郡中前云、朱黒印除地等之改者、郡方民政局民事方、山仲次、三輪五郎左衛門、藤森武左衛門、而足輕老人徒目付老人ツ、而改、當社九頭井社八、三輪五郎左衛門殿村名主孫次、新左衛門、年寄藤左衛門、佐和之丞、喜兵衛、拙者立合、而、地内坪数、木数改書附、三輪持參

境内先三十間、東西廿五間三尺、南北申、三輪殿申遣し候、
一、万端士卒、濃工商神職寺中不殘朱黒印御引揚、物成諸掛平民同様可致旨、去八月仰被出改事、

○一、去未年十二月廿二日夜子刻時分始、夜明迄北之方天之赤き事煙火之如く、中筋立、東之方迄西之方迄是不思儀之事候、皆人唱居候、
神祇官

一、明治五年二月十七日、神祇官之御布告之趣き、茅野十郎兵衛權吉司故、社頭、申渡、相成趣意、申之御柱之儀、騎馬之義者、往古之姿も無之付被止、御柱計ハ從前之通、一社神官之分不殘參籠所相詰、神事致し、又者人促等之口論、又者喧嘩等無之様取押致候様申被渡候、又神前參錢之儀、又者札料、総遣采入、致事、二月十七日の上、同断、且又神樂之儀、総神事之節外致間敷様被申候、是者神祇官於も神

樂之儀者尊事、故、ミたり、(妄)三者相成らず由、又、神事之節、精進之儀、是追者二十日、又者、一七日之精進等致候得共、天子於も三日、而相濟故、大宮、三日、而可被申渡候、

一、猶又、社中人員家系等、右神祇官書出候通、千久間縣書上致様、十郎兵衛殿、被申渡候、是者此度郷社詞官、詞掌等も御撰も相成候故、よくく、神官之分書上られ候様被申候、是、而士卒濃三等御調相成候よし、右家系廿五日迄大宮、而認、一同、差出事、書役兵三郎殿致よし、

慶応四年 辰年二月吉日
一、三分式朱
一、式両分式朱
一、式両分式朱
一、式両分式朱

一、式両分式朱
一、式両分式朱
一、式両分式朱
一、式両分式朱

一、式両分式朱
一、式両分式朱
一、式両分式朱
一、式両分式朱

一、三分式朱
一、三分
一、三分

同

一、引續き、御家老千野孫九郎、御給人、御中小姓六拾人程引纏被相詰候、同刻物頭黒澤屋八郎、組子召連詰候、同日下筋御代官山中仲次、狩師數十人召連、夜七ツ時至相詰候

同

一、今晚賊徒、和田宿泊之由、此方之御手順、餅屋四軒并和田餅屋共、焼拂、揺巖之邊、往還懸橋取崩し、大木大石ヲ切出し、通路ヲ打ち、樋橋村上江陣処定、鉄炮臺場、高凡四五尺位、中三間位五ヶ処拵、右之場所御人数陣取申候、樋橋上之入口之橋を取外し申候、

同

一、用人濱八郎兵衛、右餅屋焼拂之手順、旁詰候、和田餅屋焼拂之儀者、其向御案内之上、焼拂候由、

31

同

一、大門峠郡奉行波多野左膳被詰候、道通路不自由致し

鉄炮臺場拵由、

一、十八日晚之六ツ時頃、御家中御目見以上之方、出陣之支度而即刻罷出候様、御月番中へ被仰度候、暮ハツ時方出陣之支度相成扣居候、

十九日

一、夜中九ツ時頃、両餅屋焼拂之火之手相上申候、

一、廿日賊徒共、昨夜和田泊之由、宿為知申来候趣、下之諏訪宿役人注進申出候、

一、同日早朝、用人牛山彦左衛門、御家老千野兵庫人数引纏被相詰候、

同

一、奈本御人数、扉峠和田宿邊迄、十六、七日頃、被相詰候

由之趣、松本へ被仰合候、樋橋上相備へ相成候、

一、大門峠者、両角六助御馬役、苅田平馬相詰居候処、右之方も、賊徒来候哉付、依之狩師六拾人余、大工棟梁

御細工師、小頭共、拾四五人引纏、苅田平馬被詰候、

150

149

148

147

146

145

一、上州邊賊徒屯集之者、上野、下野、甲斐、信濃、其外

最寄国々、見懸次第討取、又者、附近追討、可致様等

閑おいて者、急度御沙汰可有之旨、從公儀被仰出

御書付出候、

一、十九日夜、御家中次三男迄、稽古所相詰候様被仰出候、

一、廿日七ツ時、人足四、五人飛脚来、賊徒共八ツ半時頃、高

ろ岩之下出、炮戦相始り候由、注進有之、夫より追々半

32

其外注進候様、賊徒樋橋東山之上、我等押来、下り矢、鉄炮打懸、挟打之様相成、打懸寄、危く相見候由、暮六ツ時頃、樋橋村火之手上り、夜五ツ時過、御家老中御両人御引取、引續、牛山彦左衛門、高山善左衛門、黒沢屋八郎、矢嶋傳左衛門引取候、四ツ時頃、塩原彦七引取候、

一、同夜即刻、御家老千野修弼、千野巖一郎、用人鶴飼傳右衛門、郡奉行波多野左膳、大目付石井隆左衛門、高木、大和邊迄出陣、無程御家老用人引取、郡奉行

大目付、翌日五ツ時引取申候、

一、同夜八ツ時頃、惣御内御相摺候様申来り、得物

持參、籠城之御用意之処、余程之内扣居、其後引取沙汰次第罷出候様、指図有之、面々詰扣引、

同

一、暁七ツ時至、籠城之御張出、御帳面之通、人々相詰候内、賊徒共平出之方立退候、注進有之候、

廿一日

一、追討御人数、御指出し可被成候処、甲府表御警備被蒙仰居候得者、御領分固、格別、御地領御人数御指出し相成候

者、甲府表御人数出兼候故、見立之様子候、甲州表も

賊徒共参り候由、先觸遣し候趣而、御用意専候、

廿二日

一、戰場出張之御人数、六拾人余も引取無之、追々者引取も可有

之候得共、旁見まわりと為御徒目付、足輕等仰被付、八ツ時

相詰候、

33

廿二日

一、大勢之仲間者、五、六人小勢之仲間者一兩人至詰いたし、其

御細工師、小頭共、拾四五人引纏、苅田平馬被詰候、

御書付出候、

一、戰場出張之御人数、六拾人余も引取無之、追々者引取も可有

之候得共、旁見まわりと為御徒目付、足輕等仰被付、八ツ時

相詰候、

一、大勢之仲間者、五、六人小勢之仲間者一兩人至詰いたし、其

151

153 152

154

155

156

157

外引取之様、被仰渡引取申候

同

一、今日迄、戰場御調有之候處、敵首十志、其外落し道具
数々御内測^ニ而御見分有之、敵三、四拾人も打取候哉之処
樋橋村はづれ、草小屋^ヲ死骸共取集め、焼捨候体^ニ而焼か
じり之胴首等も有之候、

同

一、御人数之内、上下^ニ而六拾人余も、引取無之処、追々引取申候

同

一、三輪十郎左衛門^{セカレ}、忰三輪左兵衛、御徒士林久太兵衛、足輕

小頭牛山源次郎、仲間塚原村直藏、歩人濱村と申

処之者老人討死仕候、

一、諏訪銀之進弟同性仲吉、手明老人、角間新田嘉兵衛

今日迄行衛相不知候、追々日追^而老士連行、伊奈郡松嶋

宿^ル、嘉兵衛手紙遣^シ候由、十日計過候而、飯田之先邊^方

賊徒仲間^ヲにけ出し、其^ル帰国仕候風聞御座候、

一、鉄炮疵、怪我人、四、五人有之、格別之義者無之候

一、松本^{より}も戰場調、廿一日^{より}相話罷有候、

廿二日

一、賊徒討取之者、書出し候様有之、手柄之衆中達書

差出申候、

諏訪因幡守公儀^上達書之写し

34

一、十二月朔日、御用番本多美濃守様^上、御直達被遊候、

先達^而御届ケ申達候、野州脱走之賊徒共、為討

留領分、和田峠^江人数出張、相凶罷在候處、去月廿日

賊徒共、多人数押来^リ、双方炮發、嶋岨^{（嶋組力）}之場所

敵公相迫、戸澤口と申処^ニ而、及接戦^ニ、堂方討死

手負等^ヲ討取候、首級、其外戦地^而取揚候品

々、別紙之通、御座候、且、賊徒、下之諏訪^上押寄宿

寄人数相揃、城下^江も押寄、申候杯申候趣^ニ付、猶

又人数、富部村と申処迄相詰、手配^リ致し居候、同伊

奈郡之方^上、致脱走候旨、在所役人共と申越来^リ

候、此段御届ケ申達候、以上、

158

十二月 諏訪因幡守
別紙

鐘疵深手^甲 塩原彦七

鉄炮疵深手^太 三浦象太

鉄炮疵薄手^同 安間万吉

鉄炮疵深手^太 寛 當平

討死^同 三輪佐兵衛

鉄炮疵薄手^同 鵜飼兵藏

太刀疵薄手^同 千野於菟

^{（薩摩同断）} 諏訪仲吉

討死^徒 林久太兵衛

討死^{足輕} 牛山源次郎

35

159

160

鎗疵鉄炮疵 足輕小頭

深手 土田三平

同肝煎

鎗疵深手 伊東垣左衛門^{（薩摩）}

死骸不相見 持筒組

生死相不分 宮坂嘉兵衛

足輕

鉄炮疵薄手 原 堅藏

同断

同断 早出徳蔵

同断

鉄炮疵深手 宮坂清左衛門

同断

討死 矢崎与市

36

家老千野兵庫 家来

鉄炮疵薄手 小平凌吉

家老千野孫九郎家来

討死 小者老人

討取分覺

一、十首 老ッ

但^{（ア）}賄方小野瀬清一郎と懷中^ニ書

記有之、陣羽織着能有候

十二月日

一、十音 三ッ

但し名前不相分何も陣羽織着

罷有候

一、討取 拾三人

但し接戦之砌、首級揚候間合

無之賊徒脱走之節、首計持退

其外手負有之候得共、相不分申候

戰場^ニ而取揚申候品々覚

一、刀 壹腰

一、脇指 四腰

一、鎗 二筋

一、兜 壹

一、ゲシケ筒 一挺

一、小銃 四挺

但し四刃筒御座候

一、同臺計 壹

一、陣羽折 壹

但し襟^ニ水府義十佐々木鉄之助^ト記有之、

一、小手 二指

一、躰當 三足半

一、佩楯 壹

一、床札 壹

一、鉢鉄 壹

一、鎗身 壹本

一、がんど^ト挑灯 壹

一、荷印 五本

一、明長持 三棹

一、帳面 壹帳

但し表紙^ニ賄方小野瀬清一郎^ト記有之、

一、雑物 外一品々

右之通、相違無御座候、以上、

《解説》

(84) 六月二十一日 神宮寺を破却する人足百五十人を村役人が引き連れて、上社本宮へ待機していたが、手を付けるものはいなかった。十八ヶ村で協議した結果、秋以降に破却することを高島藩へ願ひ出て、藩主から勅使に伝えてもらった。勅使は二十一日午後四時頃に京都へ向けて出発した。

神長官と宮田渡家老（大祝家家老）に、大急ぎで御用部屋に来るようにという早飛脚が高島からあり、神宮寺破却の延期について、神祇官へ願ひ出ることの依頼をしたと思われる。下社も上社同様に破却できなかった。

御用部屋 高島藩の中枢の最高決定機関で、家老以下、藩の重役が詰める場所で、毎月の寄り合い日には評議し、御用部屋（家老・用人）が裁可をする場所。

下之諏方 諏訪下社

本項は、『年代日記諸雜録』十八〜二十二にも記述がある。

(85) 六月二十七日 日向国五万石領主伊東修理大夫の軍勢が甲府詰になるため、五、六十人程が、午前十時頃通過した。

聞いたところによると、小田原城主の大久保加賀守は、幕府方だったため、軍勢を差し向けられて敗北し、知行高十一万包だったところを五千石に引き揚げられた。家臣は長の暇が与えられ、人数三千人に一人二百両ずつ与えられた。

駿羽小田原 相州の間違い。

(86) 七月二日に薩摩藩の軍勢が越後詰のため、東海道から甲府鰍沢へ上り、甲州街道を通過した。これは、六月十六日頃に越後で合戦があり、官軍が大敗し、長岡城を追い出され、十五、六里程退却したため、援軍として向かっていた。続いて讃岐藩が二日に四百人程通り、三日に千人程通過した。

鰍沢 山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢

越後長岡城 新潟県長岡市。城主牧野忠訓（一八四四―一八七五）

讃州 不明

(87) 七月四日に本陣が午前六時頃から通る。総勢四百人程で、武器弾薬などを藪に包み、荷駄で運んだ。

駄荷 荷駄のことか。馬に背負わせた荷物。

(88) 七月五日、早朝から午後二時頃まで、薩摩藩勢二百人程が通過し、下諏訪に宿泊。会津勢十二万騎が尾張を通るということを申し立て、宿場の人馬を出すことの先触れを出したようだった。下諏訪へ四日に到着すること。会津から高島藩に書状が来たようで、城内が大騒ぎとなったと聞いた。

(89) 七月九日まで、薩摩勢が始終続けて通過した。聞くところでは、薩摩の若殿が大軍勢を引き連れて江戸へ下り、奥羽へ一度に押し寄せる手配に、江戸へ六月廿七、八日頃到着したという。

甲州街道を毎日通っていた軍勢は、今まで東海道箱根詰の軍勢で、越後へ移動するためだったという。午後八時頃、早駕籠三挺通る。これは甲府方面へ向かった。

若殿 島津中義

(90) 七月八日午後三時頃、母局が死去したため、横内村保蔵、万五郎兩人宅を訪れた。宮奉行から神葬祭を行うように申し付けられていたが、文吾の關係者が、頼岳寺へ午前十時頃に葬儀を行うことを決定し、小町屋へ死去の届を出したところ、茅野式部が差し止めたので、保蔵、万五郎を頼岳寺に派遣し、神葬祭を行うことを伝えると、頼岳寺では、寺社奉行からは何の申し伝えもないので、仏葬で行うことを伝えてきた。九日朝に、矢嶋文吾宅に仲間一同で寄り合いをし、宮奉行へ右のことを伺ったところ、宮奉行からは、式部が藩の郡奉行方へ伝え、郡奉行から神葬祭にすると寺へ伝えるようにという指示があった。式部は藩に出向いたが、この日は沙汰がなかった。

十日朝、式部からの沙汰があり、郡奉行所からは、当人の難波ともなるので、今回は仏葬祭で行うことが妥当だという回答があった。頼岳寺からは、今回色々あったので、当人と隣家、村役人から一札出してもらいたいということで、一札出した。

頼岳寺 少林山。曹洞宗。茅野市の上原。

小町屋 茅野市宮川安国寺小町屋。ここでは茅野式部の屋敷のことか。

文吾 矢嶋文吾。上社神樂役。左近大夫と思われる。

式部 茅野式部。上社神樂役。小町屋村(茅野市宮川安国寺小町屋)に居住。

本項は『年代日記諸雑録』二五・二六に記述がある。

(91) 七月二十日には、宮田渡屋敷に九頭井太夫矢島信智が呼び出され、母の葬儀を神葬祭にすることに尋ねられ、宮田渡に都合がいいようにし、寺へは宮田渡から依頼してほしいと願い出した。二十一日には、高島藩へ神葬祭の人数を書き出したものを提出した。

(92) 八月一日から雨が降り出し、二日、三日と降り続き、洪水となった。古川の留之丞田前の土手が切れ、下流も同様に切れた。四日に天気となった。米価は高騰し、ほかの作物も例年の半分くらいとなった。大豆、小豆はいい方だった。

社日 暦注の一。春分・秋分に最も近い戌の日。土の神を祭って、春は育成を祈り、秋は収穫のお礼参りをする。春分のを春社、秋分のを秋社という。

半作 農作物の収穫が平年の半分であること。

本項は『年代日記諸雑録』二七に記述がある。

(93) 八月四日に聞いたところだと、越後情勢は、官軍の先陣は、会津から十里ほどの場所に押し寄せ、最後尾は善光寺先まで、宿だけではなく、様々な場所で待機していた。京都西門跡の軍勢が続いて来た。先陣では、昼夜に関わらず戦鬨があり、大砲の音が、十五、六里離れていても始終聞こえた。このことは、高島藩の荷物を越後に従軍している部隊から持ち帰った者から聞いた話である。

両角六助という人が八月五日朝出発。越後へ飛脚として派遣されたとのこと。
若殿も七日昼に帰国。京都から御迎の人数が出発したという。

仁和寺宮様、江戸から蒸気船に乗り、越後へ向かったとのこと。これより、激しく攻め入ると思われる。

若殿 諏訪忠礼(一八五二—一八七八)。

仁和寺宮 小松宮彰仁親王(一八四六—一九〇三)。戊辰戦争時は、奥羽征東総督として、官軍の指揮を執った。

乗木撰 蒸気船

(94) 江州彦根勢、八月十日に甲府から越後国へ派兵される。十日夜、上諏訪宿を通った。

(95) 八月十一日、城主、若殿、京都から戻り、下諏訪へ宿泊。この日、城内へ入った。七日に到着のところ、大田渡が出水で川留めがあり、十一日の到着となった。

越後情勢は、会津近くまで攻め入り、諏訪勢も少々ずつ合戦に繰り出しているという。十一日に聞くところでは、讃州様は返答次第では乱入することのこと。

城主 諏訪忠誠

大田渡 太田の渡し。現在の岐阜県美濃加茂市に跡がある。木曾川の渡しで、中山道の難所の一つ。

(96) 八月二十五日、因州勢は江戸方から国元へ戻るため、五、六十人程が通過した。

(97) 七月二十四日、京都太政官から、中川陸奥という人物が、高島藩が神宮寺を破却するを見届けに派遣されてきた。郡奉行高山四郎左衛門によると、日程を延期してほしいと依頼した。

高山四郎左衛門殿 直永 当時は郡奉行川除道橋御林方

(98) 八月中旬に、郡奉行高山四郎左衛門から、神葬祭のことは藩で判断するということを、五官、両奉行、神樂役に伝えられた。

(99) 日向国伊東修理太夫の軍勢は六月から八月二十八日まで、甲府で警護に当たっていたが、越後に出兵するために、二十八日に下諏訪、上諏訪に宿泊。豊後国松平駿河守の軍勢は、伊東修理太夫勢の替りに甲府詰となった。

松平駿河守 不明。

(100) 頼岳寺方丈が越後国三条に長々逗留し、帰国した。越後の戦況について聞いた。長岡城については、江戸家老は京都付で、国家老は江戸付で、去就は決まらなかった。徳川方の家老と藩主は、旧幕府軍とともに官軍に攻められ、城を追われた。江戸家老が一人で城に残り申し開きをした。徳川方は女子供までも切り捨てるようにと官軍では命じられ、三度の合戦があった。三度目に、新発田まで一追いに官軍は進軍し、新発田にはもともと京都の陣があった。長岡藩の若殿は今年の春に上京し、大殿は会津勢に連れ去られた。官軍は会津まで八里のところまで攻め、奥州口は七里ほどまで攻め寄せた。仙台辺りは、讃岐勢が蒸気船で越後から攻めた。仙台は大体降伏した。これは九月九日に聞いた話し。

越後国三条 新潟県三条市

長岡城 新潟県長岡市 城主 牧野忠訓(一八四四—一八七九)

柴田 新発田藩 第一代城主 溝口直正(一八五五—一九一九)

若殿 牧野忠訓か

大殿 牧野中恭か

長岡城が完全に落城したのは、七月二五日。完全に降伏したのは九月二十五日。

(10) 越後へ出兵している諏訪勢も、段々交代するために諏訪を出発した。

(102) 九月十五日に越後三条から帰ってきた者の話では、いよいよ会津は落城するようだという。諏訪勢も、会津まで二里の所で待機。九月一日、二日頃に到着。

越後方面の官軍は、仙台、出羽庄内藩城下まで官軍が迫り、会津同様に攻撃することになるといふ。越後を出発するときに触れが廻り、仙台、米沢藩も討伐すること。

仙台 仙台藩 第十一代仙台藩主 伊達慶邦(一八二五—一八七四)

酒井左衛門殿 出羽庄内藩十一代藩主 酒井忠篤(一八五三—一九一五)

上杉 米沢藩 当時は十二代藩主上杉齊憲(一八二〇—一八八九)。

(103) 九月十五日に、高島藩から諏訪上社へ書面を持参した神職があり、役所へ宮奉行一人来るようにということだった。多分内容は武運長久の祈禱依頼と思われる。

(104) 九月十六日に聞いたところによると、会津城が落城したとのこと。浪士が上野、信濃境で山籠もりをしているとの早打ちが来て伝えた。高島藩から軍勢を出すようにとのことで、十六日に八十人程派遣した。

(105) 九月二十七日夜から大風が吹き出し、雪が降り出した。二十八日の朝、雪が止んだ。風は午後四時頃まで吹き、雨が少々降った。大変な大風で不思議なことだった。

(106) 天皇が即位したため、九月二十八日に上社からお祝いのために矢島左京が当番で出発した。

息位 即位

矢嶋左京 権祝 矢島正方(明治二年没)

明治天皇の即位の礼は八月二十七日。改元したのは九月八日。

(107) 九月二十八日に聞いたところだと、上野国へ出兵した軍勢は、高崎に駐屯しているとのこと。五大名ばかりが駐屯。

(108) 十月一日、二日、三日に、駿河国三代というところで、どこかの兵士かは不明だが、官軍と戦ったとのこと。

十月一日、二日は大風雨だった。

駿劔三代 不明

(109) 会津については、十月二日頃帰陣した、普門寺足輕豊吉という者から聞いた話では、二の丸まで官軍が押し寄せ、会津勢は本丸に籠城とのこと。

普門寺 諏訪市四賀普門寺

(110) 十月十五日に会津が落城したとのこと。酒井家も同じ。仙台、佐竹、上杉も和睦となり、仙台、佐竹、上杉が先陣となり、会津が落城した。十四日に高島藩へ伝えられた。二番手を派兵しようとしたところを中止した。諸藩は撤兵すること。

佐竹 久保田(秋田)藩 第十一代藩主 佐竹義堯(一八三三—一八八四)

会津落城、降伏は九月二十二日、仙台藩が降伏したのは九月十五日。出羽庄内藩は二十七日、

米沢藩は二十八日。

(11) 天皇は、東京へ行幸するために、九月二十日に京を出発した。軍勢は陸海を五万騎が移動し、先陣の朝廷の兵六百人が十月三日に下諏訪へ宿泊、通過した。

御幸き「御幸」のことか。天子・天皇が出かけることをさす言葉。

庭兵 朝廷の兵士。

明治天皇の京都発駕は九月二十日。

(112) 十月十八日に、越後から撤兵した兵士が、本山と瀬場(洗馬)宿を通った。諏訪郡からも人足が出て、上原村からも十三人出した。名主又五郎が出張し、越後から松本を通過した。これが毎日続いた。これは中国地方の軍勢だった。西国の軍勢は、越後から海上で撤兵した。東海道も同じ。

本山・瀬場 塩尻市宗賀本山・塩尻市洗馬

(113) 江戸から東京になる。越後へ派兵した諏訪勢も十一月中旬に帰陣。奥羽の軍勢も帰陣した。江戸から東京の改称は七月十七日。

(114) 会津浪士七万人程を奥州棚倉藩へお預けとなった。大殿様は寺へ預け、土州、讚州、長州、因州諸藩は、松代で警護となった。

奥州棚倉藩 棚倉藩。福島県東白川郡棚倉町 阿部正静(一八五〇—一八七八)

(115) 天皇が東京へ到着した。京都太政官から諏訪神社に東京へ来るように命ぜられた。十一月二十日に、五官祝伊藤主膳、大祝名代矢嶋泰輔、大祝役人金子惣十、原田友吉が東京へ出発した。

伊藤主膳 諏訪上社擬祝 伊藤貞章か

矢嶋泰輔 諏訪上社両奉行

天皇の東京への到着は十月十三日。本項は『年代日記諸雑録』三三七に記述がある。

(116) 京都へ祈禱の神札を献上するために、十月三日に矢島左京が出発した。大祝名代土橋氏と、宮代官の笠原忠吾が上京した。神宮寺と蓮池院帰俗も上京した。

十二月中旬になっても帰らず、高島藩では、藩主の御朱印のために上京した。

大祝名代土橋氏 大祝家政所 土橋主税正勝のことか

笠原忠吾 種之 宮代官

帰そく 帰俗、還俗のこと。神宮寺の僧侶が還俗すること。

(117) また、江戸から大祝へ書状が届き、天皇から、大祝が直ちに同道するように下知があった。大祝は幼少のため、名代にしてほしいと願い出たが、幼年でも構わないということだった。その後、名代でもいいということになり矢嶋泰輔が同道したということだった。又々天皇から、諏訪社系図と古書などを、天皇に御覧に入れろと言って、東京から金子惣十が早加籠で帰国した。

系図と古書は、守屋(矢)宮内と守屋玄蕃が同々して東京へ詰る。これも十二月十五日まで、未だ帰ってこない。

守屋玄蕃 上社称宜太夫か

(118) 十二月の初めに、東京府から諏訪神社に書状が送付された。守矢宮内は東京太政官に赴任し雇われるということだ。諏訪神社の働きは京都の覚えめでたく、色々配慮されている。

五重塔 普賢堂他の建物の破却は、高島藩で郡中の村々へ触れを回し、真室野村の者が八十両

で請け負い、十二月二日から解体作業を始め、残らず壊した。高島藩から出役人と徒目付、足輕作事方棟梁が出張し、取り払った。宮方は一切手を付けなかった。

真茅野村 諏訪市湖南南北真志野

明治天皇が京都へ還幸するために東京を出発したのは十二月八日。

(19) 十月中旬に、伊那郡飯島陣屋へ京都から鎮台が下向し、信州取締方に北小路中務大夫が赴任した。長州藩の付添人は四、五十人。伊那県から通達があり、宮方でも長坂主計、矢嶋泰輔、土橋常治、山口兵衛が行った。鎮台付添前嶋鉄之助の取り持ちだった。

これまで、宮方の諸人用は二千両ほど。

飯島陣屋 伊那地方の天領を管轄する代官所。

鎮台 鎮台のこと。①その地方の守備に当たる軍隊。②明治初年、各地に駐在させた軍隊。

北小路中務大夫 北小路俊昌(一八三六—一八八四) 元公家 初代伊那県知事

長坂主計 諏訪上社副祝 長坂頼純

土橋常治 土橋止勝

山口兵衛 御炊職・宮奉行代官

(20) 松代藩は、越後においても軍功があり、甲州預かり分と引き替え、信濃国と越後国領分に十方石加増になった。高島藩は不首尾に終わり、国替えという話もあり、とても心配し、方々へ手配し、鎮台へも寒気見舞いとして、ちりめん二十五疋を献上した。これは、家老千野孫九郎が持参した。

千野孫九郎 貞篤 天保五(一八三四)生。当時は執政。また、御一新御改革掛。

(21) 明治三年と改年する。

加賀殿 越前殿と去冬から戦争状態となった。正月十三日に越前勢の援軍として、美濃藩戸田采女正の軍勢、越後を出発して三百人程が越後から村井に宿泊し、通過した。また、加賀街道の情勢を伝えるのに、早馬が昼夜なく通行した。正月二十五日、二十六日にこのことを聞いた。二十八日には大略の情報が高島藩へもたらされた。

加賀殿 加賀藩第十三代藩主 前田慶章(一八三〇—一八七四)

越前殿 福井藩第十七代藩主 松平茂昭(一八三六—一八九〇)のとき、実権は、父の松

平慶永(春嶽 一八二八—一八九〇)が握っていた。

戸田采女 美濃国大垣藩第十一代藩主 戸田采女正氏共(一八五四—一九三六)

村井 松本市村井町

加賀藩と福井藩の戦争については確認できず、実際存在しない事柄であると思われる。

(22) 正月一日に御頭祭礼の御頭郷を上原村に命じたところ、明治元・二年と二連続で凶作だったため、頭役を先送りしたいと、神長官へ金子十両を渡したところ、次の番である下桑原郷でも受けず、十六郷で相談したところ、御頭を中止にするというところばかりで、高島藩へ相談したところ、宮方でも高島藩へ相談し、争論となった。結局、神長官、大祝家土橋由雄両人は敗れ、二十八日の野出し神事も延期となった。二十九日夜に行うことになり、万事儉約して行うこととなり、献物や神事の鹿、酒などを減らし、酒などは一切用いず、誠に神慮にも叶わない次第であ

る。二十八日夜に大風が吹き、高島城天守閣などを吹き落す程の嵐だったという。高島城内でも野出の神事を延期したためだと記録されたという。

(23) すべて他に類のないほど物価が上がった。去冬から春にかけて、物によつては四、五倍となつた。玄米、油、塩などの物価が上がった。

(24) 物価全てが上がった。信濃国中も二連続で凶作のため米穀が不足となり、融通がつかなくなり、方々で騒動らしいことが起こっていた。高島藩領内では、嚴重に穀改めをし、村々の人数を割り付けて融通させるようにした。不足の分は、富家の飯嶋村助七、神戸村平左衛門、若宮新田藤四郎、中之郷丸三の四人へ申し付け、「南きん米」を買い入れて、国中平均に米が行き渡るようになった。

飯嶋村 諏訪市四賀飯島

神戸村 諏訪市四賀神戸

若宮新田 諏訪郡富士見町

南きん米 中国・東南アジア方面から輸入した米のこと。

(25) これまでの両社の争論について、去年の十一月に太政官、神祇官から差し戻しになり、高島藩で調べるようになった。誓約書を二月一日に神祇官に提出した。

神祇官 明治維新政府の官庁。神祇祭祀をつかさどった。明治四(一八七二)年、神祇官と改称。

(26) この丁は、墨で斜線が引いてあるので、取り消したものである。102~104の記述と同じ。以上で東北の情勢についての記述が終わる。

(27) ここから、桜田門外の変とその後の国内情勢についての記述となる。

桜田門外の変についての記述である。

水戸前中納言殿 徳川斉昭(一八〇〇—一八六〇) 水戸徳川家第九代藩主

徳川家大老職伊井掃部頭様 井伊直弼(一八一五—一八六〇) 彦根藩第十五代藩主 江戸幕

府大老

(28) 以降、徳川斉昭と井伊直弼の議論について述べている。

安政五(一八五八)年六月二十四日夜半頃のことである。

徳川斉昭は、一橋慶喜を將軍の跡継ぎにしようと思ひ、八年前から企て、幕府の役人を軽重にかかわらず抱き込み、京都の公家衆にも運動していたことが、聞えてきた。

これに対して、井伊直弼は、紀州徳川家から跡継ぎを決めた。これに対し、尾張徳川家、水戸徳川家、一橋、松平越前守等が押し掛け登城してきた。溜りの間で斉昭がなぜ一橋慶喜では

なく、年少の徳川慶福を跡継ぎにしたのはなぜかと幕閣に詰問した。

老中の大田備後守と間部下総守の説明では、現將軍徳川家定に血縁が一番近く、上意に諂つた結果だといふ。

斉昭は、上意を得るときには、我等にも相談するべきだと反論したが、井伊直弼が一橋慶喜を跡継ぎにしようとしているのは、斉昭が天下を我儘に治めようとしているから、相談しなかつたと答えた。斉昭がその証拠を求めたことに對し、直弼は西の丸に入る跡継ぎを決めなかつたのは「尊前様」の意向であり、斉昭が天下をほしいままにしようとしている証拠は、慶喜を跡継ぎ

にしよとして、その礼を私宅へ取り寄せていることだと舌高に言い、斉昭は大赤面してすぐに退出した。

水府 水戸

兩桐油 あまじい。雨をよけるために用いる桐油紙(とうゆがみ)。桐油合羽か

一ツ橋形部(刑部)卿 徳川慶喜 後の十五代将軍。水戸徳川斉昭の七男。当時は御三卿一橋家の当主。

西御丸御養君 西御丸は江戸城西の丸のこと。西の丸は将軍の世継ぎの居所。

松平越前守 松平慶永

大田備後守殿 太田資始(二七九—一八六七)。当時老中。

間部下総守 間部詮勝(一八〇四—一八八四)。当時老中。

備中守 堀田正睦(二八一〇—一八六四) 第五代佐倉藩主 当時老中だが、二十三日に罷免

されている。

伊豆守 不明

田安殿 徳川家御三卿の一。当時は徳川慶頼(二八二—一八七〇)。

(29) 日本一般は、天庭の支配となり、慶応四年から東京の本丸へ天皇が遷座し、以降、ここで政治が行われるようになった。慶応四年から金札を十三年間通用できるといふ通達があった。

また、明治二年に民部省が設置され、民部省札が発行された。そのうちに、太政官からも金札が出された。

諸国の社地や朱印地、除地等の調査があり、旧来の大名という名目が廃止となり、府縣藩縣となった。大名を知事とし、石高の十分の一の禄高として、二年納める。国々の家中の者たちは、知事付ほどのくらいと定め、その他の藩士者朝廷付となり、給米も大禄の分は引き揚げ、高島藩も、家老千石から四百石まで、八十俵位から段々下げる。中小姓以下は右に同じ。大参事、小参事という役が決まり、順々に役員が決まり、政事を行うことになった。給料は月にいくらというように、天廷から支給されるようになった。

太政官

除地 よけ地ともいう。江戸時代、幕府や藩から年貢を免除された土地で朱印地や見捨地以外のものをいう。寺社の境内や特別な由緒のある土地で、従来は検地を受けなかったが、次第に検地のうえ検地帳に除地として登録されるようになった。起源は中世寺社境内の免租地を除地といったことにあるらしい。

(30) 明治四年となり、知事職は免職となり、大名は残らず東京へ召し寄せになった。大名の持道具や家財などは平民へ売り払い、鉄砲は天庭に引き揚げられた。高島藩でも、玉薬、鉄砲、けつこうを引き払った。鉄砲は六百、鎗六百、けつこう六百枚があった。

鉄砲やその他引き渡すものは残して城を明け渡し、知事は東京へ召喚命令がでているので出発した。明治四年に知事は免職となり、東京へ集められ、二百石位から五百石、七百石、千石位の禄が与えられ、東京に定住することになった。隠居は同居しないようにという達があり、隠居屋敷は別となった。

高島藩知事諏訪忠礼は駒込町に居住し、隠居諏訪忠誠は根岸に屋敷を三千両で購入して居住した。

けつこう 毛布か

かきから町 東京都中央区日本橋駒込町 丁目ロイヤルパークホテル

諏訪従五位 諏訪忠礼

隠居従四位殿 諏訪忠誠

弥きし 根岸 東京都台東区根岸 丁目十四番

(31) 諸国の藩は廃止され、日本国中七十二県と定められた。信濃国は、松本を中心とする筑摩県となった。これまでの郡や県の様々なことを調査し、城内の土蔵など図や書面にし、役人へ渡す。廢藩置県 明治四(一九七二)年七月十四日に発布された。この時は、三府七十二県に編成された。

知久間縣 筑摩県 現在の長野県の中信地方と岐阜県飛騨地方を管轄する範囲の県。

(32) 明治五年正月に筑摩県が設置された。伊那県庁は出張所となり、上田は東京別地となり、信濃国政事方役人平隊が明治四年十二月から駐屯。嵯峨(佐賀)藩一将隊、薩摩藩一将隊、長州藩一将隊が日々訓練を行っていた。

筑摩県の設置により、諏訪県が廃止になり、高島藩選任の筑摩県の役人は、山中仲次元郡奉行となった。郡方元下役右波甚兵衛と山中仲次は東京から多指しで召し出され正月十四日に出発し、筑摩県へ出仕した。仲次は病氣願として、十二、三日に帰宅して家に引き込んだ。

明治五年正月 県の設置は、131のとおり明治四年。

伊奈県 伊那県 出張所となったのは飯島陣屋か。

山中仲次 方定 元郡奉行 当時は筑摩県権少参事、民政局長。

(33) 諸事変革となり、明治四年五月から改正となり、郡中の村々へ戸長を設置することとなり、諏訪郡内には十区が設けられ、元藩士十人が務めることになった。戸長は、十区の宗門を改免し、人別区を定め、生年、嫁入り、里親名、出身地、これまでの檀那寺、農工商士族、神職など身分を詳細に記し、村名主で記し戸長へ提出することになった。

明治四年八月に村々の戸籍調査が行われ、一軒を一通にして戸長へ差し出した。別札というのは、江戸時代に三月十五日に、高島藩の大目付により、三月十五日に宗門人別改を行った通りと記された。当五区の戸長は、元高島御書役 笠井藤左衛門という人で、四年に全貢改名することになり、笠井晴江となった。

戸長 戸長制が布告されたのは、明治五年四月九日。

諏訪の内十區相定 明治四年四月九日に戸籍法に基づき、諏訪地方を十区の戸籍区を編成した。実際は二十七区だった。

去末八月、在之村々改居候、戸籍法の布告は明治四年四月四日で、施行が五年二月一日であるが、この記事が正しいとすれば、調査は施行前に行われていたことになる。

(34) 諏訪郡内の朱黒印除地改が郡方民政局民事方によって行われた。担当者、山中仲次、三輪五郎左衛門、藤森武左衛門に足軽 徒目付、各一人付いて行われた。

九頭井神社は三輪五郎左衛門が行い、村名主孫次、新左衛門、年寄藤右衛門、佐和之丞、喜兵衛と九頭井神社主矢島信智の立ち合いで調査が行われた。地内坪数、木数を調査した。社地境内は東西三千間、南北二千間三尺として、三輪へ報告した。

(35) すべての士卒農工商神職寺中の朱黒印地は全て引き上げられ、税金などは賦課されるものは、平民同様にかげられることが、明治四年八月に通達された。

朱黒印除地等之改 寺社領の上知令が明治四年に出され、寺社領は没収され、これまで免税地（朱黒印除地）だった所に課税されるようになった。このための、調査が行われた。

三輪五郎左衛門 五郎右衛門 和行 この時は筑摩県入属監懸掛 一町奉行後に格蔵
藤森武左衛門 良恭 後に三種治

(36) 明治四年十二月二十二日午前零時頃から始まり、夜明けまで、北の方角の空が赤く、中に筋が立つ煙火のような現象が起きた。東から西まで見え、不忠議なことだとみんな言い合った。この気象現象は低緯度オーロラと考えられる。「赤気」では古文書に登場する。明治二年に太陽黒点が極大となり、太陽活動が活発な時期だった。明治四年十二月二十六日、二十八日には島根県でも観測されている。（中沢陽 一九九九「日本における低緯度オーロラの記録について」『天文月報』九十二巻）

(37) 明治五年二月十七日に、神祇官からの布告を、茅野（千野）十郎兵衛権宮司が社頭で申し渡した。これは、申の御柱の時の騎馬は、昔はなかったもので、これを廃止し、御柱は、従前どおり一社の神官が残らず参籠所に詰めて神事を行う。また、人足などの口論、喧嘩がないように監督せよとのことだった。

神前の参銭や札料は、すべて造営費に入れ、二月十七日から同じようにする。また、神樂はすべて、神事以外に行わないようにということだった。これは、神祇官でも、神樂は尊いものなので、妄りに行わないようにという意向からだった。また、神事の時の精進は、これまでは三十日や一七日の精進などを行ってきたが、天子でも三日で済んでいるので、大宮でも三日で行うべきであると申し渡された。

茅野十郎兵衛 千野方義 当時は筑摩県小参事

(38) 千野十郎兵衛から、また、神社の神職などは、家系図等、神祇官へ書き出した通り、筑摩県にも提出するようにと申し渡された。これは、郷社祠官、祠掌も選任となるため、よく神官の分を書き上げるようにということだった。これで、士卒農の三等を調査となり、家系などは二十五日まで大宮で書き上げ、一同に差し出すということになった。書役は兵三郎が行った。

(39) 慶応四年二月に購入したと思われる物品の書き上げである。槍先、陣羽織、鎗の金物、差添刀が書かれている。

槍先、陣羽織、刀が九頭井太夫矢島家に伝来しているが、本項の記述のものなのだろうか。

(40) 右頁までは「官軍徳川勢以ばつ諸国鎮撫御勅使御警衛大名衆御人数并羽、會津等之、仕末方、日々聞書羅録」であるが、左頁からは全くの別帳となり、「水戸屯集浪士 和田峠之一戦之扣」となる。

この合戦については、和田領合戦、戸沢口合戦、樋橋戦争といわれる。水戸屯集浪士 水戸浪士といい、武田耕雲斎を首魁とする水戸藩の尊土攘夷派の天狗党のことである。

(41) 元治元（一八六四）年六月に、幕府と交戦を始めた水戸天狗党は、九月の那珂湊の合戦で敗れ、十一月一日に京都を目指して西上し始めた。高島藩に十一月十八日の前夜、飛脚が到着し、早朝出仕したところ、上野国辺りに屯集の賊徒についての話があるとのこと、仰せ渡された。

その内容は、夏頃から水戸藩の他の浪人が、筑波山へ屯集し、公儀から召し捕りの軍勢を派遣するようにと若年寄田沼玄蕃頭から近国の大名に討ち取りや、追い散らすよう要請した。この頃噂があり、賊徒だろうか、日光山から中山道方面へ進軍し、追々諏訪にも来るだろうとのこと、どこで宿泊をしているか、下諏訪宿役人が注進した。すでに、今晚望月宿に泊まるということ、飛脚が到来したとのこと。

田沼玄蕃頭 意尊 遠江相良藩、上総小久保藩主。当時は若年寄。

(42) 同日、甲府は場所柄国統きのため、警備の軍勢を派遣するということが目付衆から伝えられた。

(43) 同日、餅屋峠、大門峠、葛木宿へ軍勢を出す人数調があった。今朝、和田峠へ物見を早馬で派遣した。菅沼右衛門、栗田市兵衛が聞き込みし、帰ってきた。中山道を下諏訪へ向かってくることは間違いことを報告した。

そして、一番手として、用人矢島傳左衛門と従者六、七人、足軽二十人引き連れ、昼頃に詰めた。菅沼右衛門 恩右衛門信立のことか。

栗田市兵衛 廣業 当時取次

矢島傳左衛門、満假 当時用人

(44) 十九日に下諏訪宿役人が聞いたところだと、桔梗屋善左衛門と物見の衆中が、段々引き返し、昨十八日に、賊徒八百十三人が望月に泊ったことは間違いのないところであった。昼頃、用人塩原彦七、従士二十五人、足軽二十人程を引き連れて詰めた。

引き続き、家老千野孫九郎、給人、御中小姓六十人程引き連れ詰めた。同刻、物頭重澤屋八郎、組子召し連れ詰めた。同日、下筋代官山中仲次、狩師数十人召し連れ、午後四時頃詰めた。

下筋 高島藩地方支配区分の一つで、諏訪郡のうち下桑原村および小坂村から西方の地域の村々。三十ヶ村。現在の諏訪市上諏訪・下諏訪町・岡谷市が該当する。

物頭重澤屋八郎 成富 当時町奉行

(45) 十九日夜、賊徒が和田宿に泊まるとの事。諏訪勢の手順としては、餅屋四軒と和田・餅屋ともに焼き払い、揺籠の辺り、中山道に架けてある橋を取り壊し、大木、大石を切り出して通路を遮断し、樋橋村上へ陣所を定め、鉄砲、台場高さ二〇〇〜一五〇cm位、幅五四〇cmを五ヶ所作り、陣取りした。樋橋上の入り口の橋を取り外した。

用人濱八郎兵衛、餅屋を焼き払うために、傍らに詰めた。和田・餅屋を焼き払うことは、藩へ案内の上、焼き払うことになった。

用人濱八郎兵衛 栄直 当時用人

(146) 大門峠へ郡奉行波多野左膳が詰め、通路を通行止めにし、鉄炮台場を作った。
波多野左膳 通朗 当時郡奉行

(147) 十八日の午後六時頃、家中御目見以上が、出陣の支度をし、すぐに出るように、月番から仰せ渡され、午後六時頃に出陣の支度が調った。

(148) 十九日午前零時頃、両餅屋で焼き払いの火の手が上がった。

二十日に賊徒が昨夜和田宿へ泊ったとの知らせがあり、下諏訪宿役人が注進してきた。

二十日早朝、用人牛山彦左衛門、家老千野兵庫が軍勢を引き連れ詰めた。

用人牛山彦左衛門 造

御家老千野兵庫 貞寛

(149) 松本勢は、扉峠と和田宿辺りに十六、七日頃から詰めていた。松本藩と協議し、樋橋上に乗せることになった。

(150) 大門峠には、両角六助御馬役苅田平馬が詰めていたが、右方からも、賊徒が来るかもしれないので、狩師六十人程、大工棟梁、御細工師、小頭とともに十四、五人引き連れ、苅田平馬が詰めた。

両角六助 政人 当時は軍事取調掛
御馬役苅田平馬 久道

(151) 上州の賊徒について、上野、下野、甲斐、信濃、その他の最寄りの国々は見かけ次第に討ち取り、追討するように、公儀から仰せ付けられた。

(152) 十九日夜、御家中次三男まで檜杵所へ詰めるように命じられた。

(153) 二十日の午後四時頃、人足四・五人の飛脚が到着。賊徒は午後三時頃「高岩」上へ出て、砲戦が始まったとの注進があった。その他の注進では、賊徒は樋橋東山の上で諏訪勢へ攻撃を加え、下がり矢に鉄砲を撃ちかけ、挟み撃ちのような状態となり、敗北の危機に陥っていた。午後六時頃、樋橋村から火の手上がり、午後八時過ぎに家老両人は撤兵し、引き続き、牛山彦左衛門、高山善左衛門、黒沢屋八郎、矢嶋傳左衛門が撤兵した。午後十時頃、塩原彦七が撤兵した。

塩原彦七 晴謙 当時奉行

(154) 二十日夜、即刻家老千野修弼、千野巖一郎、用人鶴飼傳右衛門、郡奉行波多野左膳、大目付石井隆左衛門が、高木、大和辺りまで出陣した。程なく、家老、用人が撤退し、郡奉行、大目付は、翌日午前八時に撤退した。

家老千野修弼 貞炳 家老兵庫貞寛の子
千野巖一郎 貞儼

用人鶴飼傳右衛門 盈則

大目付石井隆左衛門 直諒

(155) 二十一日午前一時頃、出陣するすべての者は「内測」に揃うように命じられ、得物を持ち、籠城の用意をしていたところ、その後、引き取るように指示があり、各々引き取った。二十一日野午前四時になり、籠城する武士は、帳面の通りに詰めたが、賊徒は平出へ進んだという注進があった。

(156) 二十一日に、賊徒追討の軍勢を出すべくところ、甲府の警備を仰せ付けられたので、諏訪領の固めはもとより、甲府へ軍勢を派遣すると人数が足りなくなるので、追討を見合わせる事になった。甲斐国にも賊徒が進軍するかもしれないという先触れを遣わし、用意をした。

(157) 二十一日、戦場に出陣していた軍勢で、六十人余も戻つてこないものがあつたが、見回りとして御目付、足軽などが残り、午後二時頃まで詰めた。

二十二日は大隊は五・六人、小隊は一・二人が詰め、残りは撤退を仰せ渡された。

(158) 二十二日までに、軍功調が行われたが、敵首十一、その他落とした道具は「内測」で見分した。敵を三・四十人討ち取ったが、樋橋村のはずれの草小屋に死骸を集め焼き捨てた。完全に焼けなかった胴・首などもあつた。

(159) 二十二日、出陣した人数で身分にかかわらず六十余人も未だ戻っていない。追々撤兵の事。

(160) 二十二日に、三輪十郎左衛門性三輪左兵衛、徒士林久太兵衛、足軽小頭牛山源次郎 仲間塚原村直蔵、歩人濱村という中で、一人討ち死にした。

諏訪銀之進弟同姓仲吉、手明老人、角間新田嘉兵衛は今日まで行方知れずだった。浪士たちに連行され、伊那郡松島宿から嘉兵衛が手紙を送ってきた。十日ほど経つて、飯田の先回りから、賊徒を逃げ出し、帰国するという噂があつた。

鉄砲傷や怪我人は四・五人あつたが、特別なことはなかった。

松本からも戦場調があり、二十一日から行つた。

三輪十郎左衛門性三輪左兵衛 十郎左衛門は清勝 倅左(佐) 兵衛は清輝

諏訪銀之進弟同姓仲吉 銀之進は頼暢

(161) 賊徒を討ち取った者の戦功を書き出して、藩主諏訪忠誠から幕府へ達書を差し出している。ここではこれを書き出している。

この戦争で、討ち死にした者は、浪士隊十三人、高島藩兵六人、松本藩兵四人だった。

諏訪史料叢書刊行會 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十一 藩譜私集』

諏訪史料叢書刊行會 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十一 藩譜私集(中)』

諏訪史料叢書刊行會 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十一 藩譜私集(下)』

長野県 一九八三 『長野県史 近世史料編 第六卷 中信地方 長野県史刊行會』

諏訪古文書の会・諏訪近世史編纂委員会 一九八五 『諏訪近世史編纂』

長野県 一九八七 『長野県史 通史編 第四卷 近世一』 長野県史刊行會

長野県 一九八八 『長野県史 通史編 第七卷 近代一』 長野県史刊行會

諏訪市史編纂委員会 一九八八 『諏訪市史 中巻』 諏訪市

浅川清栄 一九九五 『高島藩邸と諏訪氏一族』

金子常規 二〇一七 『凶解詳説 幕末・戊辰戦争』 中公文庫

大石学 編 二〇一八 『幕末維新史年表』 東京堂出版

古文書研究会会員名簿

伊藤 淳子 伊藤 博夫 岩波 吉春 片山 庄次 小平 正八

田中 生浦 田中 巖 茅野 信一 原 寿樹 平林 太尾

細田 岩信 宮坂 嘉幸 山田 昇 柳川 英司(八ヶ岳総合博物館)

令和元年度 古文書研究会の活動

・解説史料

慶応四年『諸日記帳』(高部 藤森知美家文書)

天保五年『諸日記帳』(高部 藤森知美家文書)

・活動の記録

活動日

発表者

参加人数

四月十四日 山田 昇 宮坂嘉幸 8

五月十九日 小平正八 原 寿樹 7

六月十六日 岩波吉春 茅野信一 8

七月二十一日 田中 巖 田中生浦 9

八月四日 山田 昇 宮坂嘉幸 9

九月二十九日 岩波吉春 茅野信一 8

十月二十日 小平正八 原 寿樹 9

十一月十七日 田中 巖 田中生浦 9

十二月十五日 伊藤淳子 山田 昇 9

一月十九日 宮坂嘉幸 岩波吉春 9

二月十六日 茅野信一 小平正八 9

三月十五日 原 寿樹 田中 巖 9

(コロナウイルス感染防止のため中止)